

令和4年第12回

美里町農業委員会総会議事録

第12回美里町農業委員会総会

1 開催日時

令和4年12月26日(月) 午後1時30分から午後2時55分

2 開催場所

美里町役場南郷庁舎2階 多目的ホール

3 出席委員(14名)

2番 福田 なほ子	3番 鈴木 幸博	4番 渡邊 雅光
6番 後藤 幸太郎	7番 小野 保裕	8番 我妻 卓美
9番 片倉 澄子	10番 遊佐 恭一	11番 澁谷 正行
12番 久道 雄悦	13番 尾形 司	14番 古内 世紀
15番 邊見 勝寿	16番 伊藤 恵子	

4 報告事項

1. 農家相談日について
2. 農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借権の合意解約)
3. 利用権設定の合意解約による通知について
4. 農用地の形状変更届について
5. 非農地証明願について
6. 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取り下げについて

5 議 事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
第4号議案 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について

6 その他連絡・報告事項

7 農業委員会事務局職員(3名)

事務局長 高橋 博喜
事務局次長 野田 浩司
係 長 澤村 拓也

8 会議の概要

事務局長	では、定刻になりましたので、ただいまより令和4年第12回美里町農業委員会総会を開会いたします。 開会に当たりまして、伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。
会長	(挨拶内容省略)
事務局長	ありがとうございました。 議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理すると規定されておりますので、会長に議事進行をお願いいたします。
議長	それでは、これより令和4年第12回美里町農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員は1番佐々木幸一郎委員が欠席ですので、14名であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。
議長	次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。美里町農業委員会会議規則第15条第1項の規定により、議長より指名いたします。12番久道雄悦委員、13番尾形 司委員をお願いいたします。
議長	それでは、報告事項に入ります。 報告事項1番、農家相談日について、12月5日と20日に農家相談を行っておりますので、担当委員よりご報告をお願いいたします。
我妻卓美委員	12月5日、伊藤会長、小野委員、私我妻3名で対応いたしました。相談件数は2件、まず1人目の方が●●の●●の●●●さんという方なんですけれども、現在は●●さんという方と賃貸借契約を結んでいたんですが、双方の事情により解約することになったので、新しく耕作する人を探してほしいとのことでした。 対応としましては、地元の農業委員が対応するということでしたが、後日耕作者が見つかり解決しました。 2人目が●●の●●●さんで、町外に住んでいる娘がいるが、相続できるかという相談でしたので、相続できると回答いたしました。 以上です。
遊佐恭一委員	続いて、12月20日火曜日、201会議室において伊藤会長、片倉委員、私遊佐が対応いたしました。相談件数はゼロ件でありました。 以上になります。
議長	ご苦労さまでした。 続きまして、報告事項2番、農地法第18条第6項の規定による通知について（賃貸借権の合意解約）、3番、利用権設定の合意解約による通知についてを一括で事務局より報告をお願いいたします。

事務局	(報告事項 2、報告事項 3 について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 ただいま事務局より一括で説明していただきましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。 (なしの声あり)
議長	ないようですので、続きまして、報告事項 4 番、農用地の形状変更届出について、事務局より報告をお願いいたします。
事務局	(報告事項 4 について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 12月16日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。
小野保裕委員	農地調査委員会は、今月も後藤委員と委員長である私小野の2名が担当し、伊藤会長、邊見会長職務代理者、事務局から高橋局長、野田次長の計6名で12月16日に現地調査を行いました。 農地の形状変更届出についての件で、番号2につきましては●●字●●に位置しております。以前は開田であったところを畑地化し、現在は露地野菜栽培及びビニールハウス栽培により耕作されておりました。特に問題はないことを確認してきました。 以上です。
議長	ありがとうございました。 ただいま事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしました。が、不明な点があれば再度説明をいたします。ございませんか。 (なしの声あり)
議長	ないようですので、続きまして、報告事項 5 番、非農地証明願について、事務局より報告をお願いいたします。 また、12月16日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。 初めに事務局より説明願います。
事務局	(報告事項 7 について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。
小野保裕委員	番号15については、●●字●●に位置しております。申請地は工場敷地の一部として宅地の状態で使用され、非農地化して長年経過していることから、証明書の発行は妥当と判断いたしました。

番号１６についても、●●字●●に位置しており、昭和５８年１月２５日に宅地として転用許可を受けた土地であります。現在も工場敷地の一部として宅地の状態であり、非農地であることを確認しましたので、証明書の発行は妥当であると判断いたしました。
以上です。

議長

ありがとうございました。
ただいま事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしました。が、不明な点があれば再度説明をいたします。ございませんか。

(なしの声あり)

議長

続きまして、報告事項６番、農地法第５条第１項の規定による許可申請の取り下げについて、事務局より報告をお願いいたします。

事務局

(報告事項６番について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。
ただいま事務局より説明していただきましたが、不明な点があれば再度説明をいたします。
ございませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、議事に入ります。
第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局

(第１号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。事務局の説明が終了しましたので、第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請の許可について審議いたします。
質疑ありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。
第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請の許可について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請の許可については、原案どおり許可といたします。

議長

休憩いたします。(１４：０７)

議長

再開します。(１４：１０)

議長

続きまして第２号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議

	題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。事務局の説明が終了しましたので、第2号議案、農用地利用集積計画書審議について、番号250番、251番、257番、259番を除く、31件について審議いたします。質疑ありませんか。 (なしの声あり)
議長	質疑なしと認め、採決をいたします。 第2号議案、農用地利用集積計画書審議についての31件分について賛成の方の挙手を求めます。 (各委員の挙手を確認)
議長	全員賛成と認めます。 続きまして、番号250番、251番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第32条により、4番渡邊雅光委員の退席を求めます。
議長	休憩。(14:29)
議長	再開します。(14:29)
議長	休憩前に引き続き、番号250番、251番について審議をいたします。 質疑ありませんか。 (なしの声あり)
議長	質疑なしと認め、採決をいたします。 番号250番、251番について賛成の方の挙手を求めます。 (各委員の挙手を確認)
議長	全員賛成と認めます。
議長	休憩します。(14:30)
議長	再開いたします。(14:31)
議長	続きまして、番号257番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第32条により、15番邊見勝寿委員の退席を求めます。
議長	休憩します。(14:32)
議長	再開します。(14:32)

議長	休憩前に引き続き、番号２５７番について審議をいたします。 質疑ありませんか。 （なしの声あり）
議長	質疑なしと認め、採決をいたします。 番号２５７番について賛成の方の挙手を求めます。 （各委員の挙手を確認）
議長	全員賛成と認めます。
議長	休憩します。（１４：３２）
議長	再開します。（１４：３２）
議長	続きまして、番号２５９番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第３１条により、１６番、私伊藤が退席し、暫時の間、邊見会長職務代理者と議長を交代いたします。
議長	休憩いたします。（１４：３２）
職務代理者	再開いたします。（１４：３３）
職務代理者	休憩前に引き続き、番号２５９番について審議をいたします。 質疑ございませんか。 （なしの声あり）
職務代理者	質疑なしと認め、採決をいたします。 番号２５９番について、賛成の方の挙手を求めます。 （各委員の挙手を確認）
職務代理者	全員賛成と認めます。
職務代理者	休憩します。（１４：３３）
議長	再開いたします。（１４：３４）
議長	第２号議案農用地利用集積計画書審議については、全て賛成ですので、原案どおり許可相当と意見を付し、町長に報告をいたします。 続きまして、第３号議案、農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。 また、１２月１６日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。 初めに事務局より説明をお願いいたします。

事務局	(第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。引き続き農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をお願いいたします。
小野保裕委員	番号24については、字●●に位置しております。転用目的は太陽光発電設備の設置です。申請地は鉄道の駅からおおむね500メートル以内であり、大規模な一団の農地から少し離れた場所にあるため、これらの営農条件に影響を与えることなく転用目的を達成できる立地であることから、農地区分は第2種農地と判断いたしました。 農地以外も検討していたようですが、見当たらなかったということでしたので、やむを得ず許可相当と見てきました。 番号25については、●●字●●に位置しております。転用目的は居宅建築です。現地は住宅地内の農地であり、宅地等に囲まれ10ヘクタール以上の一団農地とは分断されているため、農地区分は第2種農地と判断いたしました。 農地以外の土地も検討したようですが、申請地以外に見当たらなかったとのことですので、やむを得ず許可相当と見てきました。 番号26については、●●字●●に位置しております。転用目的は、医療施設の建設です。現地は大規模な一団農地から離れた住宅地であるため、これらの営農条件に影響を与えることなく転用目的を達成できる適地であるとともに、鉄道の駅から300メートル以内にあることから、農地区分は第3種農地と判断いたしました。 特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。 以上であります。
議長	ご苦労さまでした。事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について審議いたします。 質疑ありませんか。 (なしの声あり)
議長	質疑なしと認め、採決をいたします。 第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について賛成の方の挙手を求めます。 (各委員の挙手を確認)
議長	全員賛成と認めます。 第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。
議長	続きまして、第4号議案、農地利用状況調査に伴う非農地の判断についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長	ありがとうございました。事務局の説明が終了しましたので、第4号議案、農地利用状況調査に伴う非農地の判断について、審議いたします。 質疑ありませんか。
渡邊雅光委員	4番渡邊でございます。26筆1万5,930㎡にわたるこれだけの水田、それから畑が対象になるということですが、これを委員会で非農地と認定した場合に、税金関係はどのようなになるのか、ご説明いただきたい。
議長	事務局お願いします。
事務局	ただいまの質問にお答えします。 今回、非農地判断をするにあたりまして、トラブル防止という意味もありまして、町外の方はできませんが、事前に所有者の方にてできる限り説明をしております。その際に固定資産税のほうも今までは農地として賦課されておりましたが、今度からは農地以外、例えばその形状によると思うんですけれども、山林として賦課となった場合、固定資産税の金額が多少は変わりますという話はしております。事前に税務課固定資産税係と打ち合わせをいたしまして、現在の農地としての評価額と現況地目変更後もあまり変わらないということを確認した上で所有者の方には説明しております。（「了解しました」の声あり）
議長	そのほかございませんか。よろしいですか。 （なしの声あり）
議長	質疑なしと認め、採決をいたします。 第4号議案、農地利用状況調査に伴う非農地の判断について、賛成の方の挙手を求めます。 （各委員の挙手を確認） 全員賛成と認め、第4号議案、農地利用状況調査に伴う非農地の判断については、原案どおり承認といたします。
議長	以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第12回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和 年 月 日

会 長

署 名 委 員
議席12番

署 名 委 員
議席13番